

学校法人瀬木学園財務書類等閲覧規程

(趣旨)

第1条 学校法人瀬木学園（以下「学園」という。）の財務書類等の閲覧に関しては、この規程に定めるところによる。

(閲覧の対象者)

第2条 学園の財務書類等の閲覧を請求できる者は、次の各号に掲げる利害関係者とする。

- (1) 学園の設置する学校に在学する者及びその保護者
- (2) 学園と雇用契約にある者
- (3) 学園に対する債権者
- (4) 学園の設置する学校に入学する意思が明確に確認できる者及びその保護者その他学園との利害関係が明確に確認される者

(閲覧に供する書類)

第3条 前条の利害関係者に対し閲覧に供することができる財務書類等は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに監事の監査報告書とする。

(閲覧の請求)

第4条 財務書類等の閲覧の請求は、その者が第2条各号の一に該当する者であることを証明する書面を提示のうえ、閲覧請求書（別記様式）を提示することにより、これを行わなければならない。

(閲覧を拒むことができる場合)

第5条 前条の閲覧の請求が次の各号の一に該当する場合にはその閲覧を拒むことができる。

- (1) 次条に掲げる閲覧できる日又は時間以外における閲覧について請求がなされた場合その他その請求が請求権の濫用に当たると認められる場合
- (2) 学園を誹謗・中傷することを目的とする場合その他その請求が明らかに不法・不当なものと認められる場合
- (3) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合その他閲覧を拒む正当な理由があると認められる場合

(閲覧できる日及びその時間)

第6条 財務書類等を閲覧できる日及びその時間は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧できる日 月曜日から金曜日まで。ただし、学園の休日を除く。
- (2) 閲覧できる時間 午前10時から午後4時まで。

(閲覧)

第7条 閲覧を請求した者は、第4条の閲覧請求書を受理された後、財務書類等を法人本部事務局内の学園の指定する場所で閲覧するものとする。当該閲覧者(以下「閲覧者」という。)は、閲覧を終了したときは、閲覧した財務書類等を直ちに学園に返却しなければならない。

(複写物)

第8条 閲覧者は、財務書類等の複写物の交付を求めることができない。

(閲覧者の遵守事項)

第9条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧の財務書類等へ書き込みをし、又は当該書類等を汚損しないこと。
- (2) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器、危険物等を持ち込まないこと。
- (3) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止等)

第10条 閲覧者がこの規程に違反したときは、その閲覧を中止させ、又は閲覧を拒むことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学園の財務書類等の閲覧に関して必要な事項については理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年5月24日から施行する。

閲 覧 請 求 書

平成 年 月 日

氏 名			
住 所	〒 — TEL :		
請求権者たる具 体的利害関係	（在学者の場合は、学校・学科・在学年次等、その保護者である場合は学生・生徒の学校・在学年次・氏名等、雇用関係にある場合は勤務先・職名、債権者等の場合はその具体的事由等）		
上記の証明書等			確 認 欄
閲 覧 希 望 日 時	平成 年 月 日 () 午前 時～ 時 午後 時～ 時		
閲 覧 を 請 求 す る 財 務 書 類 等			
<p>1 財産目録</p> <p>2 貸借対照表</p> <p>3 収支計算書</p> <p>4 事業報告書</p> <p>5 監事の監査報告書</p> <p style="text-align: center;">（閲覧を請求する財務書類等の番号を○で囲んでください。）</p>			